



北海道財務局 理財部 融資課

# 融資課だより



平成28年9月 発行

初秋の候、皆さまにおかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素から融資業務をはじめとする財務行政全般にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

8月に相次いで上陸した台風による大雨は、道内各地に大きな被害をもたらしました。被災された団体の皆さまには心よりお見舞い申し上げます。本号では、財政融資資金の単独災害復旧事業債のお知らせをはじめ、災害復旧関連の情報を中心にお知らせします。

## 目次

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| 1. 単独災害復旧事業の起債について      | 2～4 |
| 2. 災害に係る地方短期資金のご案内      | 4   |
| 3. (激甚災害指定の場合) 小災害債のご案内 | 4   |

発行元：財務省北海道財務局 理財部 融資課

〒060-8579 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 11階北側

TEL 011-709-2311 (代表) / 011-709-2191 (融資課直通)

FAX 011-746-0946

ご存知ですか？ 地域を支える財務局！ ～財政・金融・国有財産～

# 1. 単独災害復旧事業の起債について

(内線 4374)

あらためて、先の台風により被災された団体の皆さまには心よりお見舞い申し上げます。  
単独災害復旧事業債の起債申請にあたっての留意点などを以下にまとめましたのでご参考にして  
ください。

## (1) 気象データについて

暴風、洪水、高潮、地震その他の「異常な天然現象」(具体的な基準は下表のとおり)により生  
じた災害を対象とし、起債申請する際には、公的機関による「観測資料」が必要となります。

① 豪雨	最大 24 時間雨量が 80 mm以上、又は時間雨量が 20 mm以上の降雨
② 暴風	10 分間平均風速が 15m/秒以上の風
③ 高潮・波浪	②に示す暴風が原因と認められる場合
④ 融雪	・積雪量、気温、降雨状況等を平年と比較し異常気象であるかどうか判定 ・換算降雨量 {降雨量+ (前日積雪量-当日積雪量) ×換算率 (積雪密度)} が 80 mm以上

## (2) 起債対象範囲について

単独災害復旧事業債(一般単独災害)の対象となる事業の例は、次のとおりです。

- (1) 補助採択の金額基準未達の復旧事業(例: 公共土木、市町村工事で 60 万円未満)
- (2) 補助対象外の小規模施設の復旧事業(例: 直高 1m 未満の小堤、幅員 2m 未満の道路等)
- (3) 国庫補助制度があっても補助災害復旧事業債の対象ではない施設の復旧事業(例: 社会福祉施設等)
- (4) 国庫補助制度のない施設の復旧事業(例: 庁舎等)

★補助災害の対象となることが明らかな事業にもかかわらず、補助申請しなかったもの(いわゆる「補助申請もれ」)については、単独災害復旧事業債の対象外です。

ただし、積雪などの事情により被害を確認できなかった場合など、やむを得ない事情と認められる場合についてはこの限りではありませんので、お早めにご相談ください。

## (3) 被災写真について

単独災害復旧事業の申請には被災事実を確認できる写真が必要です。復旧前と復旧後について同  
じ場所から撮影した写真をご準備ください。

ご準備いただいた写真で被災の事実を可能な限り確認するよう努めておりますが、被災事実が判  
然としない場合や、復旧前の写真がない場合は、被災事実の確認ができないため起債の対象外とな  
りますので、十分ご注意ください。

#### (4) 対象外事業について

対象外事業を例示すると次のとおりです。

なお、判断に悩まれる場合には、個別に当課へご相談ください。

(1) 異常な天然現象による災害と認めがたいもの
(2) 申請した地方公共団体の管理ではないもの
(3) 申請した地方公共団体の管理だが、いわゆる普通財産など行政目的を有しないもの
(4) 復旧の必要がない、又は経済効果が著しく小さいもの
(5) 維持工事と認められるもの
(6) 明らかに設計不備、又は工事施工の粗漏によるもの
(7) 著しく維持管理義務を怠ったことによるもの
(8) 一般単独災害復旧事業以外の事業の施工中の災害によるもの
(9) 仮工事のみに係る工事
(10) 河川、港湾及び漁港の埋そくに係るもの（著しく埋そくしたものを除く）
(11) 天然の海岸、河岸の決壊に係るもの
(12) 災害復旧補助採択事業と同時施工される継ぎ足し単独事業など一部の災害関連事業

#### (5) その他留意事項

<b>① 金額基準の撤廃</b> 単独災害復旧事業における <b>1 箇所の工事費の取扱いは廃止</b> となっています。 （都道府県・政令指定都市 26 万円以上、市町村 13 万円以上について対象→下限廃止）
<b>② 災害関連工事は本工事で整理</b> 災害関連工事の起債額は、対象事業費のおおむね 3 分の 2 としていましたが、 <b>本復旧事業</b> （公共土木 100%、農林施設 65%） <b>に含めて整理</b> することとしています。
<b>③ 大規模な事故や放火等による被災も対象</b> 一般単独災害復旧事業においては、自然災害による被災だけではなく、 <b>大規模な事故や放火等</b> により被災した場合も対象としています。 ア. 失火等（団体側の不始末によるもの）を原因とするもの ⇒ <b>火災復旧事業</b> イ. 大規模な事故・放火等（団体側の責任が生じないもの）を原因とするもの⇒ <b>単独災害復旧事業</b>
<b>④ 保険金は非控除財源</b> 火災等による被災時において、算定上、 <b>保険金は対象事業費から控除しない</b> こととしています。
<b>⑤ 実施設計委託費も対象</b> 平成 23 年度より、単独災害復旧事業に伴う <b>実施設計委託費（事務費）も対象</b> としています。 なお、 <b>補助災害復旧事業</b> に伴う実施設計委託費（事務費）は補助災害復旧事業債の対象です。

## (6) 今後の流れ

単独災害復旧事業の起債申請を予定されている団体におかれましては、先に送付しました融資課長名の事務連絡「単独災害復旧事業の起債申請予定調」(10月14日(金)まで)のご提出をお願いします。

被災の程度や申請数等の状況によって、年内にヒアリング及び現地調査を予定しておりますが、必ずしもすべての現地調査を行うものではありません。調査対象団体については、別途個別にお知らせいたしますのでよろしくお願いします。

## 2. 災害に係る地方短期資金のご案内

(内線 4374)

財政融資資金には、通常貸し付けている普通地方長期資金のほか、地方公共団体の一時的な資金需要に応じて、貸付日の属する年度内に償還が行われる普通地方短期資金があります。

災害発生に伴う緊急な資金需要のために必要な資金(災害つなぎ資金)として短期資金の借入れを希望する場合は、借入希望額及び借入希望日が判明した時点で融資課へお問い合わせください。

貸付条件等	利率	財務大臣が定める利率 (5年以内・満期一括償還が適用されます)
	貸付期間	3か月以内 (ただし真にやむを得ない場合は借換が可能)
	償還	満期一括償還
借入手続き	借入申込書	借入れを希望する日の20営業日前 (なお、提出期日については相談に応じます)

## 3. (激甚災害指定の場合) 小災害債のご案内

今回の台風に係る被害の大きさに鑑み、現在北海道知事が**激甚災害への指定**を要望しているところですが、激甚災害と認められた地方公共団体は、国庫負担の対象とされない一定規模未満(※)の災害復旧の費用に充てる「小災害債」の起債が可能になります。

小災害債では、元利償還金の一部がより高率で基準財政需要額に算入されます。このほかの詳細につきましては、実際に激甚災害に指定された場合に改めてお知らせいたします。

(※)「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第24条に、対象となる工事費の上限・下限が定められています。

	公共土木施設	公立学校施設		農地・林道 農業用施設
		工作物・土地	設備	
都道府県	80～120万円	10～80万円	10～60万円	-
市町村	30～60万円	10～60万円	10～30万円	13～40万円

※ここでいう「80～120万円」は、80万円以上・120万円未満を意味します。